

名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年10月3日条例第23号）

最終改正:令和4年12月22日条例第16号

改正内容:令和4年12月22日条例第16号〔令和5年4月1日〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （1）公の施設の概要
- （2）申請することができる団体の資格
- （3）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （4）申請の方法
- （5）指定の期間
- （6）その他市長が必要と認める事項

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

（指定管理者の選定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1）事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2）公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- （3）公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （4）公の施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

（公募によらない候補者の選定等）

第5条 市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するとき、又は公募を行わないことに合理的な理由があるときは、第2条の規定に基づく公募によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共の団体（以下「出資団体等」という。）を候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により候補者を選定するときは、出資団体等と協議し、第3条に規定する書類の提出を求め、前条各号に照らし、総合的に判断するものとする。

（候補者として選定しない団体）

第6条 市長は、次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（出資団体等を除く。）を候補者として選定しないものとする。

- （1）市議会議員
- （2）市長
- （3）副市長
- （4）教育委員会委員（職務に関する公の施設に係る指定管理者の指定の場合に限る。）
- （5）監査委員

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、第4条及び第5条により選定した団体を、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

（協定の締結）

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）指定期間に関する事項
- （2）事業計画に関する事項
- （3）利用料金に関する事項
- （4）事業報告及び業務報告に関する事項
- （5）本市が支払うべき管理費用に関する事項
- （6）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （7）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- （8）その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- （1）管理業務の実施及び利用の状況
- （2）利用料金等の収入実績

(3) 管理に係る経費の状況

(4) その他市長が管理の実態を把握するために必要と認める事項

(事業報告の聴取等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

第14条 削除

(市長による管理)

第15条 市長は、次に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、指定管理者が管理する公の施設に関する他の条例(次項において「個別条例」という。)の規定にかかわらず、期間を定めて管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(1) 第11条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(2) 指定管理者が天災その他の事由により業務の全部又は一部を行うことが困難となったとき。

(3) 指定管理者を指定することができないとき。

(4) 指定管理者を指定した後管理の業務を行うまでの間に当該指定管理者が管理の業務を行うことが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

2 前項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行うときは、個別条例の例により行うものとする。この場合において、当該公の施設に係る利用料金があるときは、市長は、これを使用料として徴収することができる。

(教育委員会の公の施設への適用)

第16条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第11条まで並びに前条第1項及び第2項前段中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月3日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第13号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(令和4年12月22日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年10月6日規則第39号）

最終改正:平成28年4月1日規則第32号

改正内容:平成28年4月1日規則第32号〔平成28年4月1日〕

（趣旨）

第1条 この規則は、名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請の手続）

第2条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、公の施設指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添付するものとする。ただし、申請者において、事業計画書及び収支予算書の要件を満たす書面を作成したときは、これに代えることができる。

（添付書類）

第3条 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- （2）法人にあっては、法人の登記事項証明書（提出日前3月以内に交付を受けたものに限る。）又は市が登記事項証明書に代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第1項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な照会番号等の情報であって、当該者から送信を受けたものを印刷した書面
- （3）法人以外の団体にあっては、その役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類及びその代表者の住民票
- （4）法人等の概要書、営業経歴書その他活動内容及び沿革を明らかにする書面
- （5）財務諸表を作成している法人等にあっては、直近2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の写し
- （6）その他市長が必要と認める書類

（選定結果通知書）

第4条 条例第4条及び第5条による選定の結果の通知は、公の施設指定管理者候補者選定結果通知書（様式第4号）によるものとする。

（指定通知書）

第5条 条例第7条による指定は、公の施設指定管理者指定決定通知書（様式第5号）によるものとする。

（事業報告書）

第6条 条例第9条の事業報告書は、公の施設指定管理者事業報告書（様式第6号）とする。

（取消通知）

第7条 市長は、条例第11条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じるときは、当該指定管理者に対して公の施設指定管理者指定取消（停止）決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（教育委員会の公の施設への適用）

第8条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第3条、第7条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月30日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年10月15日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後に募集を開始する指定管理者の指定の申請から適用する。

附 則（平成28年4月1日規則第32号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

名張市長 様

申請者

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

次の施設における指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書等を添えて申請します。

[指定を受けようとする公の施設の名称]

名張市		に関する事業計画書	
		申請年月日 年 月 日	
団 体 名			
代 表 者 名		設立年月日	年 月 日
団 体 所 在 地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
事 業 計 画			

の管理に関する業務の収支予算書(年度)
(単位:千円)

区分	項 目	金 額	積算根拠、内訳等
収 入	利用料金収入		
	事業収入等		
	市指定管理料収入		
	収入合計 (A)		
支 出	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	事務経費		
	支出合計 (B)		
収 支 (A) - (B)			

公の施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日

様

名張市長

年 月 日付けで申請のありました公の施設の指定管理者の候補者について、次のとおり貴法人（団体）に係る選定結果を通知します。

記

1 公の施設の名称

2 選定結果

選定されました。

指定管理者指定候補者に

選定されませんでした。

3 備考

公の施設指定管理者指定決定通知書

年 月 日

様

名張市長

年 月 日付けで申請のありました下記施設の指定管理者の指定について、
名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定により、貴法
人（団体）を指定したので、通知します。

記

1 公の施設の名称

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

公の施設指定管理者事業報告書

年 月 日

名張市長 様

申請者

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

次の施設に関する 年度における管理が終了した(取り消された)ので、報告します。

1 対象施設の名称及び所在地

2 終了した(取り消された)年月日

3 管理期間

(添付書類)

- 1 管理業務の実施状況及び利用状況(利用者数、利用拒否等の件数、理由等)
- 2 利用料金の収入実績
- 3 当該施設の管理に係る経費の収支状況
- 4 その他管理の実態を把握するために必要な書類

公の施設指定管理者指定取消(停止)決定通知書

年 月 日

様

名張市長

名張市公の施設の指定管理者の指定を取り消す(停止する)ことが決定しましたので、通知します。

- 1 取り消す(停止する)施設の名称及び所在地
- 2 停止する場合、停止の業務の範囲
- 3 停止する場合、停止の期間
- 4 その他

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告(訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。
